

戸籍事務の電算化により 10月から戸籍が変わります ～町民サービス向上のために～

◆電算化でここが変わります◆

変更される項目	今 まで	こ れ か ら
証 明 書 の 様 式	戸籍謄本 B 4 版横長縦書き	A 4 版縦長横書き
	戸籍抄本 B 5 版縦長縦書き	
本 籍 の 表 示	宮之城町屋地100番地の1	宮之城町屋地100番地 1 ※ (の) の記載は削除されます

宮之城町に本籍がある方の戸籍がコンピュータで処理(電算化)されます。
これまでの戸籍事務は、和紙で作られた戸籍原本にタイプライターなどにより手作業で事務処理を行っていたため、手間と時間がかかっていました。
コンピュータを導入することにより、確実な審査記録や正確な戸籍作成がより早く行えるようになり、スムーズな証明発行ができます。

平成改製原戸籍

今まで使用していた和紙の戸籍原本は、コンピュータ化により平成改製原戸籍として100年間保存されます。

すでに婚姻、死亡などで個人除籍(名欄が×)になっている方は、コンピュータに登録されませんので、個人除籍になっている方の証明が必要な場合は、10月からは平成改製原戸籍(証明手数料750円)をご請求ください。

戸籍氏名の文字

コンピュータ化後の戸籍に記載される文字は、常用漢字・人名用漢字などの文字で記載されるため、現在の戸籍の文字を変更して記載することもあります。その場合、事前に書面でご本人に照会通知を送付することになりますのでご理解とご協力をお願いします。

【例】

「宮之城 統」
←
「宮之城 統」



◆戸籍に関するQ&A

Q コンピュータ化後の戸籍関係の証明はいつからとれますか？

A 10月4日から交付できます。

※なお、除籍・改製原戸籍については、平成17年3月にコンピュータ化を予定しています。

Q 合併後はどのようになりますか？

A 合併前は宮之城町に本籍のある方は宮之城町で交付しますが、合併後は本庁・支所で交付できます。

Q 届書を出してからどれくらいで戸籍ができるのですか？

A 従来は受付から戸籍作成まで1週間程度要していましたが、コンピュータ導入後は2日程度でできます。

※届書を本籍地以外の市区町村に出されたときは送付されてくるまで1週間程度の時間を要します。

○お問い合わせ先

町民生活課町民係

☎ 1111 内線131